青年国際交流事業の効果検証に関する検討会の開催について

（平成２７年５月１８日
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）

１　趣旨

内閣府の青年国際交流事業に関し、平成２６年度事業を中心として事業の効果を検証するとともに、平成２７年度事業の内容について検討し、青年国際交流事業の効果検証に資するため、識見を有する者から意見を求める検討会（仮称）（以下「検討会」という。）を開催する。

２　構成員

（１）検討会は、別紙に掲げる者をもって構成し、政策統括官（共生社会政策担当）（以下「政策統括官」という。）が開催する。ただし、政策統括官は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。

（２）政策統括官は、有識者の中から、検討会の座長を依頼する。

（３）検討会は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

３　検討会の公開について

（１）検討会は非公開とする。

（２）座長は会議の議事要旨を作成し、会議終了後、速やかに公開する。

（３）座長は会議の議事録を作成し、構成員に諮った上で、これを公表する。

４　検討会の庶務

検討会の庶務は、青年国際交流担当室において処理する。

５　その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。